

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

所管課名	地域産業振興課
事務名	商工会議所の負担金賦課の許可
根拠法令・条例等	商工会議所法第12条第1項、商工会議所法施行規則第4条
許認可等の概要	商工会議所が特定商工業者に対して所要の負担金を賦課する場合は、知事の許可を要する。
根拠規定の概要 (関係条文含む)	<p>・商工会議所法第12条第1項 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>・商工会議所法施行令第4条 (負担金) 第4条 経済産業大臣は、法第12条第1項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。 二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第7条第2項第1号に規定する従業員の数又は同項第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額(その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数すべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額)を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。 三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のものは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額(以下「平均負担額」という。)の一倍半の額を超えず、その最低のものは、平均負担額の半額を下らないこと。</p> <p>・商工会議所法施行規則 (負担金の許可申請) 第4条 法第12条第1項の許可を受けようとする者は、様式第4による申請書に、次の書類を添えて都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。 一 前事業年度及び前々事業年度における負担金の収支の明細を記載した書面 二 申請事業年度における商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な経費の明細を記載した書面 三 法第十二条第二項の特定商工業者の過半数の同意を得たことを証する書面</p> <p>※法第84条及び政令第7条第1項第三号により、法第12条第1項の経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行う。</p>
審査基準	<p>1. 負担金賦課の許可については、商工会議所法施行令第4条に定める基準による。</p> <p>2. 負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認められない。</p> <p>3. 法第12条第2項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。 (1)負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円(又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内)の負担金を賦課することを明示して求めなければならない。 (2)同意を、数年度分まとめて求めることは認めることとする。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5年分程度以内とすることが適当である。 (3)なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限(原則として1か月以上)及びその期限までに異議の回答がなければ、同意したものとみなす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認めることとする。</p> <p>4. 許可の申請は、商工会議所法施行規則第4条に基づき、規則様式第4によるが、「負担金の総額」は、概算金額によらず、特定商工業者の総数に、特定商工業者1人当たりの負担金の額を乗じて得た額を記載する。</p> <p>5. 規則第4条第3号の「法12条第2項の特定商工業者の過半数の同意を得たことを証する書面」は、特定商工業者に負担金を賦課することに関し、特定商工業者の過半数の同意を得たことについて、商工会議所がすべての責任を負う旨及び特定商工業者数の調査についても同様に責任を負う旨を記載した書面とする。</p> <p>6. 規則第4条に定める添付書類のほか、次の事項を記載した書面の提出を求め、これを審査の参考とする。 (1)地区の概況 (2)法定台帳の作成又は訂正計画 (3)会員総数及び会員である特定商工業者数 (4)基準日における主たる事務所の所在する市町村の人口(調査の根拠を付記) (5)会費(一口の金額又は最低額、会費総額、平均金額(会費総額÷会員総数)) (6)徴収方法(会員である特定商工業者については、会費とは別に負担金を徴収するか、会費に含むこととして特に負担金を徴収しない。 (7)前年度徴収率(徴収率=負担金徴収者数÷特定商工業者数)※ (8)商工会議所全体の当該年度・前年度・前々年度の事業計画及び収支予算書及び決算書※ (9)特定商工業者への負担金賦課の通知一式(申請年度案) (10)過去に賦課実績があれば直近の通知一式の現物又は写し (11)その他に参考事項があれば記載させる。特に、該当基準の引上げを行った場合には、その旨記載させる。 ※前年度、前々年度に賦課がない場合は、直近の賦課期間の書類を添付</p>
標準処理期間	11日(別紙事務処理フロー参照)
その他	当該許可は、2事業年度ごとに受けなければならない(商工会議所法施行令第3条)。